

心身に障がいがある方のための

福祉のしおり



伊東市福祉事務所

令和7年4月

令和7年4月21日改訂版

は じ め に

障がいのある方々に関係する助成や支援の制度、相談窓口を紹介して自立への一助となれるよう「福祉のしおり」を編集いたしました。

制度の内容は今後も皆様のニーズに沿って改正されるものと思われますので、それぞれの相談窓口、問い合わせ先へお確かめいただき、有効に御活用いただければ幸いです。

令和7年4月

伊東市福祉事務所長

目 次

相談窓口

福祉事務所	1
身体障害者・知的障害者更生相談所	1
児童相談所・家庭児童相談室	2
熱海健康福祉センター	2
民生委員・児童委員	2
身体障害者・知的障害者相談員	2
社会福祉協議会	3
地域包括支援センター	3

手 帳

身体障害者手帳	4
療育手帳	5
精神障害者保健福祉手帳	5

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付	6
訓練等給付	8
自立支援医療	10
補装具	10
地域生活支援事業	11

児童福祉法に基づくサービス

児童通所支援	15
児童入所支援	16

療育相談・医療費等の助成

療育相談	17
療育指導	17
重度障害者（児）医療費助成	17
後期高齢者医療保険への加入	18
ひとり親家庭等医療費助成制度の適用	19
精神障害者入院医療費の助成	19

教 育

就学指導	20
特別支援学級	20
特別支援教育諸学校	20
特別支援教育就学奨励費の支給	21

職 業

職業相談	22
職業訓練	22
職場適応訓練制度	22

郵便投票制度

郵便投票制度	23
--------	----

自動車

特別駐車許可	24
ゆずりあい駐車場制度	25

住 宅

住宅資金の貸付	26
住宅金融公庫の優遇融資制度	26

年金・手当

障害基礎年金	27
特別障害者手当	28
障害児福祉手当	28
児童扶養手当	29
特別児童扶養手当	30
心身障害者扶養共済制度	30
伊東市在宅重度障害者等福祉サービス支援金	31
伊東市難病患者見舞金	33
難病患者介護家族リフレッシュ事業	33
生活保護の障害者加算	33

税 金

国税に関する控除・非課税	34
地方税に関する控除・非課税	36

公共料金の割引・免除

交通料金の割引（JR、バス、航空、タクシー）	38
有料道路通行料の割引	40
盲人用郵便物はがきの無料制度	41
青い鳥郵便の無料配布	41
ヘルプマーク・ヘルプカード	41
NHK放送受信料の減免	42
携帯電話料金の割引	42
ミライロID	42
福祉電話	43

生活福祉資金

日常生活自立支援事業

行事・催物等

ふれあい広場	47
各種相談会	47
団体	47

ごみ出し支援

付 録

国指定難病一覧表	
身体障害者障害等級一覧表	
各相談窓口と相談業務概要一覧表	

相 談 窓 口

* 相談の窓口は、その内容によって分かれています。 *

* 窓口が不明な場合は、福祉事務所に御相談ください。 *

1 福 祉 事 務 所

心身に障がいのある方のいろいろな相談に応じるとともに、関係機関と連絡や調整をする福祉制度の総合窓口です。障がい児・者援護施設の入所、在宅福祉について、援護・相談・指導等を行っています。

【相談の窓口】◆	市役所 社会福祉課	身体障がい	☎ 3 2 - 1 5 3 3
		知的・精神障がい	☎ 3 2 - 1 5 3 2
		生活困窮の関係	☎ 3 2 - 1 5 3 6
◆	〃 高齢者福祉課	65歳以上福祉	☎ 3 2 - 1 5 6 2
		介護保険	☎ 3 2 - 1 5 6 3
◆	〃 子育て支援課		☎ 3 2 - 1 5 8 1

2 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

主として18歳（必要により15歳）以上の身体障がい者又は知的障がい者に対し、施設の入所のための判定など専門的な相談に応じています。原則として福祉事務所を経由しての利用となります。出張相談もありますので、福祉事務所に御連絡ください。

- 【相談の窓口】◆ 静岡県身体障害者更生相談所（☎ 0 5 4 - 6 4 6 - 3 5 7 1）
藤枝市瀬戸新屋 3 6 2 - 1
- ◆ 静岡県知的障害者更生相談所（東部健康福祉センター相談部）
（☎ 0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 6）
沼津市高島本町 1 - 3 静岡県東部総合庁舎
- ◆ 市役所 社会福祉課 障がい福祉係（☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3）

3 児 童 相 談 所 ・ 家 庭 児 童 相 談 室

18歳未満の児童のあらゆる問題について、相談・指導を行っています。児童の心身の発達と障がいについても心理的判定により専門的な助言・指導を行っています。

【相談の窓口】◆ 児童相談所（静岡県東部健康福祉センター相談部）

（☎055-920-2085）

沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎

◆ 家庭児童相談室（☎37-9667）

伊東市桜木町2-2-3 健康福祉センター1階

◆ 市役所 子育て支援課（☎32-1581）

4 熱 海 健 康 福 祉 セ ン タ ー

保健・医療・福祉の総合相談、情報提供窓口です。

心身の障がい発生の予防や早期発見、早期対応のために健康診査・相談、保健指導等を行うとともに、各種の医療助成の窓口となっています。

【相談の窓口】◆ 熱海健康福祉センター 熱海市水口町13-15

小児慢性特定疾患医療・精神障がい（☎82-9120）

難病患者（☎82-9125）

市役所 健康推進課（☎32-1583）でも、健康診査やがん検診等、健康相談を行っています。

5 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員

厚生労働大臣から委嘱された委員が、担当地域内の児童・心身障がい者（児）・高齢者・生活困難等、福祉に関する困りごとの相談に応じ、関係機関、行政につなげます。

地域の委員については、社会福祉協議会（☎36-5512）にお問い合わせください。

6 身 体 障 害 者 ・ 知 的 障 害 者 相 談 員

市長から委託された相談員が、身体障がい者や知的障がい者の更生援護について、関係機関と連絡を取りながら相談に応じています。

相談員については、市役所 社会福祉課 障がい福祉係（☎32-1532・1533）にお問い合わせください。

7 社会福祉協議会

市民の協力により地域福祉活動、在宅福祉サービス（ホームヘルパーの派遣、福祉用具の貸出、福祉資金の貸付など）やボランティアの育成、共同募金、お年寄りの相談などの業務を行っています。

【相談の窓口】◆ ☎ 3 6 - 5 5 1 2 伊東市桜木町二丁目 2 番 3 号

8 地域包括支援センター

地域包括支援センター（長寿いきいきサポート）は、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。

◆ 宇佐美地域包括支援センター（☎ 0 5 5 7 - 4 8 - 0 6 4 0）

伊東市宇佐美 2 4 0 5 番地の 2 介護老人保健施設のぞみ内

（担当地区：宇佐美）

◆ 中央地域包括支援センター（☎ 0 5 5 7 - 5 2 - 3 0 0 3）

伊東市大原二丁目 1 番 1 号 伊東市役所高齢者福祉課内

（担当地区：玖須美・新井）

◆ 伊東地域包括支援センター（☎ 0 5 5 7 - 3 8 - 4 1 6 5）

伊東市桜木町二丁目 2 番 3 号 伊東市健康福祉センター 伊東市社会福祉協議会内

（担当地区：湯川・松原・岡・鎌田）

◆ 小室地域包括支援センター（☎ 0 5 5 7 - 3 8 - 8 8 0 1）

伊東市荻 7 7 2 番地の 1 特別養護老人ホーム奥野苑内

（担当地区：川奈・吉田・荻・十足）

◆ 対島地域包括支援センター（☎ 0 5 5 7 - 5 5 - 2 8 7 2）

伊東市八幡野 1 0 2 8 番地の 4 特別養護老人ホーム伊豆高原十字の園内

（担当地区：富戸・八幡野・池・赤沢）

【相談窓口】◆ 市役所 高齢者福祉課（☎ 3 2 - 1 5 6 1 ~ 1 5 6 4）

手 帳

・・・心身に障がいのある方々が各種の援護を受けるために必要です。・・・

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の自立と社会経済活動の参加を促進するために必要な援助や保護することを目的に身体障害者福祉法が定められています。この法律による援護のほか、各種制度を利用するために必要な手帳です。

障害の程度によって1級～6級に区分されます。詳しくは、身体障害者障害等級表（巻末）を参照してください。

＊交付対象 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能に永続する障がいがある方

＊手 続 身体障害者手帳交付申請書に次の書類を添えて申請してください。

・指定医師による診断書意見書

・写真（胸上 縦4cm、横3cm）1枚

また、次の場合にも手続が必要です。

- ① 障害程度が変わったときや別の障害が加わったとき（診断書・写真が必要）
- ② 住所や氏名が変わったとき（身体障害者手帳が必要）
- ③ 手帳を紛失又は破損したとき（写真が必要）
- ④ 手帳の交付を受けた方が死亡したとき、又は紛失した手帳が発見されたときは返還してください。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1533・1532）

◆ 静岡県健康福祉部障害福祉課（☎054-221-3354）

2 療育手帳

知的障がい者の更生や自立を促進するために必要な援助や保護することを目的として、知的障害者福祉法が定められています。この法律による援護のほか、各種制度を利用するために必要な手帳です。

障害の程度によってAとBに分けられています。

＊交付対象 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方

＊判定基準 知能指数、日常生活能力、社会適応能力等により総合的に判定します。

A＝知能指数35以下、又は知能指数50以下＋身体障害者手帳1～3級

B＝おおむね知能指数70以下でAを除く

＊手続 療育手帳交付申請書に写真（胸上 縦4cm、横3cm）2枚を添えて申請してください。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ 知的障害者更生相談所、児童相談所（☎055-920-2086）

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が定められています。治療により病状が改善・変化するため、有効期間は2年間です。障害の程度によって重いものから順に1級・2級・3級となります。

＊手続 申請書に次の書類を添えて申請してください。

- ・医師の診断書（手帳用）又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し
- ・写真（胸上 縦4cm、横3cm）1枚
- ・はんこ（認印でも結構です。）

病状が改善せず継続して所持を希望する時は、更新申請が必要です。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ 静岡県精神保健福祉センター（☎054-286-9283）

障害者総合支援法に基づくサービス

1 介 護 給 付

障がいにより起因する、日常生活上継続的に必要な支援を行います。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。

(3) 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

(4) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

※ 市内で同行援護を実施している事業所

◆ 伊豆介護センター 伊東市音無町5-6 (☎36-9069)

◆ 伊東の丘ヘルパーステーション 伊東市岡1349-3 (☎36-1546)

◆ ニチイケアセンター伊東 伊東市荻471-16 (☎32-2007)

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※ 市内で短期入所を実施している事業所

◆ 伊東の丘いずみ 伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ 生活介護事業所こもれび 伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ 短期入所事業所 ぴーす 伊東市岡1280-83 (☎35-5030)

◆ 碧の園 伊東市荻578-3 (☎45-6000)

(7) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

(8) 生活介護

常時介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※市内で生活介護を実施している事業所

◆ 伊東市重度障害者デイサービスセンターひだまり

伊東市荻578-3 (☎45-6006)

◆ 伊東の丘いずみ

伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ オレンジ

伊東市松原622-12

(伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき内 (☎38-0501))

◆ Side by Side

伊東市荻601-1 (☎55-7526)

◆ 生活介護事業所こもれび

伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ 碧の園

伊東市荻578-3 (☎45-6000)

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※市内で施設入所支援を実施している事業所

◆ 伊東の丘いずみ

伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ 碧の園

伊東市荻578-3 (☎45-6000)

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

2 訓 練 等 給 付

地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的な支援や就労に関する支援を行います。

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆ ライフステーションえんと

伊東市湯川1-8-16 杉山ビル3階

(2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※市内で就労移行支援を実施している事業所

◆ ワークセンターやまもも

伊東市八幡野1259-21 (☎55-0055)

(3) 就労継続支援（①A型＝雇用手、②B型＝非雇用手）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①市内で就労継続支援A型を実施している事業所

◆ アイグループ

伊東市岡広町1-14 (☎38-3200)

◆ 合同会社サンクフルネス

伊東市湯川3-1-2 (☎52-4611)

②市内で就労継続支援B型を実施している事業所

◆ アイグループ

伊東市岡広町1-14 (☎38-3200)

◆ かぶりす

伊東市宝町2-5 (☎37-5163)

◆ 喫茶かめりあ

伊東市大原2-1-1（伊東市役所内） (☎38-4868)

◆ 就労支援 和

伊東市玖須美元和田722-332 (☎44-6613)

◆ スウ

伊東市湯川1-11-8 (☎37-1886)

◆ ハレルヤ

伊東市十足 6 0 8－8 9 (☎4 5－6 7 9 0)

◆ プラウ

伊東市岡 1 2 4 4－1 4 (☎3 7－1 1 7 0)

◆ ワークセンターやまもも

伊東市八幡野 1 2 5 9－2 1 (☎5 5－0 0 5 5)

(4) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

※市内で共同生活援助を実施している事業所

◆ いちょうの木

伊東市岡 1 2 4 4－1 4 (お問い合わせ クープ ☎3 5－5 0 3 0)

◆ かえで

伊東市荻 5 5 8－1 8 (お問い合わせ 碧の園 ☎4 5－6 0 0 0)

◆ Cocoa

伊東市宇佐美 4 0 3－6 (お問い合わせ☎5 5－7 2 5 7)

◆ Cocoa Plus

伊東市宇佐美 8 0 9－5 (お問い合わせ☎4 8－6 3 3 7)

◆ さくら荘

伊東市玖須美元和田 7 2 7－2 1 4 (お問い合わせ 碧の園 ☎4 5－6 0 0 0)

◆ せざか荘

伊東市玖須美元和田 7 3 4－1 8 4 (お問い合わせ 碧の園 ☎4 5－6 0 0 0)

◆ ぴーす

伊東市岡 1 2 8 0－8 3 (お問い合わせ クープ ☎3 5－5 0 3 0)

◆ ふじの花

伊東市荻 5 5 6－5 0 (お問い合わせ 碧の園 ☎4 5－6 0 0 0)

◆ めいぶる

伊東市南町 1－1－8 (お問い合わせ クープ ☎3 5－5 0 3 0)

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎3 2－1 5 3 2・1 5 3 3)

3 自 立 支 援 医 療

障害に係る医療費の負担軽減を図ります。（利用には事前申請が必要です。）

(1) 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、身体の機能障害を軽減又は改善し、日常生活を容易にするために必要な医療費の負担を軽減します。

障 害 名	代 表 的 な 更 生 医 療 の 内 容 例
視覚障害	白内障人工レンズ埋込術、角膜移植術、義眼包埋術
聴覚障害	人工内耳埋込術、鼓室形成術
音声・言語機能障害	口唇形成術、口蓋形成術
そしゃく機能障害	歯科矯正治療
肢体不自由	人工関節置換術、骨盤骨切術
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術、心移植術、術後免疫抑制療法
腎臓機能障害	人工透析術、腎移植術、術後免疫抑制療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、術後免疫抑制療法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法

(2) 育成医療

心身に障がいがある児童又は今のまま疾病を放置すれば将来、障がいになると認められる児童に対し、生活能力の向上のために障害を除去又は軽減する医療費の負担を軽減します。

(3) 精神通院医療

精神の病気のため、通院で医療を受けている方に対して、医療の継続を促進するため、医療費の負担を軽減します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

4 補 装 具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車いす等に係る費用を支給します。（一部自己負担があります。品目によって支給要件（障害の種類・等級など）があります。また、事前申請が必要なため、購入前にご相談ください。）※介護保険制度が優先されます。

補装具の種類	備 考
義肢	殻構造義肢、骨格構造義肢（義手・義足）
装具	上肢装具、靴型装具、体幹装具、下肢装具
座位保持装置	
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用
義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡
補聴器	ポケット型、耳かけ型、その他
車いす	普通型、手押し型、その他
電動車いす	重度の歩行困難者等で、電動車いすの交付が必要と認められた方が対象
歩行器	

※軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（１８歳未満）の補聴器購入等にかかる費用の一部を支給します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎３２－１５３３）

５ 地 域 生 活 支 援 事 業

地域に住む方の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

（１）相談支援事業

障がいのある人、その保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

◆ 障害者生活支援センターなかいずりハ

伊豆市冷川１５２３－１０８（☎０５５８－８３－２１９５）

◆ 相談支援センターいぶき

伊東市富戸１２２３－１（☎５２－３２１３）

◆ サポートセンターりりぶ

熱海市田原本町９－１ 熱海第一ビル２階（☎８２－５６８０・FAX８２－５６８１）

（２）コミュニケーション事業

① 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣します。

② 要約筆記者派遣事業

聴覚等に障がいのある方との意思疎通を図るため、書いて文字で伝える要約筆記者を派遣します。

③ 手話相談員設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために伊東市役所社会福祉課窓口にて月曜日から金曜日まで手話相談員を設置します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

◆ 静岡県聴覚障害者情報センター (☎054-221-1257)

(FAX054-221-1258)

④ 伊東市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

障がいのために意思疎通が困難な人が入院した場合に、日ごろからその人との意思疎通に慣れている人（ヘルパー、訪問看護師等）をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、医療従事者との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられるように支援します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者や障がい児に対し、日常生活を容易にするための用具に係る費用を支給します。（一部自己負担があります。品目によって支給要件（障がいの種類・等級など）があります。また、事前申請が必要なため、購入前にご相談ください。）※介護保険制度が優先されます。

日常生活用具品目
特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、福祉電話、ファックス、 <u>ストーマ装具（入院中の者、施設入所者も対象）</u> 、収尿器、居宅生活動作補助用具、発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー等

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための支援を行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

(5) 地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。

◆ 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき

伊東市松原622-12 (☎36-3131)

◆ 地域活動支援センター・サポートセンターりりぶ

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階 (☎82-5680・FAX82-5681)

(6) 入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難で、かつ、入浴の際介助を必要とする重度障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行ったり、福祉施設の入浴設備を利用しての入浴サービスを行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (32-1533・1532)

(7) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

※市内で日中一時支援事業を実施している事業所

◆ 碧の園 伊東市荻578-3 (☎45-6000)

◆ スウ 伊東市湯川1-11-8 (☎37-1886)

◆ サポートハウス えん 伊東市松原771-12 (☎32-0117)

◆ 陽のあたる家 伊東市玖須美元和田722-332 (☎44-6611)

◆ 伊豆小室山ひまわり 伊東市川奈1261-37 (☎52-6824)

◆ 生活介護事業所こもれば 伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ Side by Side 伊東市荻601-1 (☎55-7526)

◆ 伊東市重度障害者サービスセンターひだまり 伊東市荻578-3 (☎45-6006)

◆ さくら園 伊東市玖須美元和田716-509 (☎36-2875)

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

(8) 社会参加促進事業

① 伊東市障がい者スポーツ大会 (開催予定月 毎年10月)

障がい者や市民等とのコミュニケーションや福祉意識の向上を図るため、レクリエーション種目を中心とした運動会を開催しています。開催日等は、市広報紙等でお知らせしています。

② 点字、声の広報

御希望される方に点字、声の広報等を郵送します。

③ 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得します。

④ 点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の福祉に理解と熱意をお持ちの方々に点字を勉強していただき、点字奉仕者を養成するものです。

また、点字サークルがあり、視覚障がい者のために点訳活動を行っています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

児童福祉法に基づくサービス

1 児 童 通 所 支 援

障がい児の日常生活能力向上、居場所づくりの支援を行います。

(1) 児童発達支援

療育を要する未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※市内で児童発達支援を実施している事業所

◆ さくら園

伊東市玖須美元和田 7 1 6 - 5 0 9 (☎ 3 6 - 2 8 7 5)

◆ 伊豆小室山ひまわり

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 児童発達支援センタークローバー

伊東市荻 5 7 8 - 3 (☎ 4 5 - 6 0 1 3)

(2) 放課後等デイサービス

学校に就学する障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇における居場所づくりを行い、学校教育と相まって障がい児の自立を促進します。

※市内で放課後等デイサービスを実施している事業所

◆ 放課後等デイサービスみつばち

伊東市荻 5 7 8 - 3 (☎ 4 5 - 6 0 1 3)

◆ 伊豆小室山ひまわり第1教室

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 伊豆小室山ひまわり第2教室

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 宇佐美あけぼの園

伊東市宇佐美 1 1 1 6 - 1 7 (☎ 5 5 - 7 7 6 0)

◆ 放課後等デイサービス 伊豆高原BASE

伊東市富戸 9 2 5 - 3 8 (☎ 5 4 - 6 7 6 7)

◆ 伊東もえぎ

伊東市川奈 1 2 6 1 - 1 7 4 (☎ 4 8 - 7 5 4 0)

◆ 放課後等デイサービスぽかぽか伊東

伊東市渚町 3 - 2 0 FTK 田代ビル1階 (☎ 2 9 - 6 3 9 0)

2 児 童 入 所 支 援

障がいのある児童へ入所によりサービスを提供する施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。利用の可否については、児童相談所が調査して判断します。

(1) 福祉型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させ、保護、日常生活の指導や自活に向けた訓練などを行います。

(2) 医療型障害児入所施設

肢体不自由児、重症心身障がい児など医療を必要とする児童を入所させ、疾病の治療や看護などを行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3）

◆ 東部児童相談所（☎ 0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 6）

療 育 相 談 ・ 医 療

1 療 育 相 談

在宅の重度心身障がい児の日常生活訓練や機能訓練の指導、療育の相談に応じるため、医師、心理判定員等がチームを組み、家庭訪問をします。

【相談の窓口】◆ 東部児童相談所（☎055-920-2085）

2 療 育 指 導

身体の機能に障がいのある児童若しくは機能障がいを来すおそれのある児童を早期に発見して適切な治療上の指導を行い、その障害の治療若しくは軽減を図るために診査又は相談に応じて必要な療育の指導をしています。

【相談の窓口】◆ 熱海健康福祉センター総務福祉課（☎0557-82-9120）

3 重 度 障 害 者（児）医 療 費 助 成

(1) 重度医療受給資格者

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・身体障害者手帳3級で内部障がいの方（内部障がいに係る医療費のみ対象）
- ・療育手帳A判定の方
- ・特別児童扶養手当1級の児童
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ 平成16年12月1日以降に資格を取得された、65歳以上の市町村民税課税世帯に属する方は通院に係る医療費のみ対象（入院分は対象外となります。）。

(2) 助成対象医療費

- ・保険診療に係る医療費のみ対象となります。
- ・自己負担額は、1か月1医療機関あたり500円（上限）、薬局は最終的な自己負担額なし

※ 医療機関及び薬局で一度ご負担いただき、自己負担額を差し引いた金額を助成します。

※ 介護保険分や入院時の食事療養費、室料差額、ベッド代及び文書料などは対象外となります。

※ 特別の料金（ジェネリック医療品のある先発医薬品の処方・調剤に係る費用）は対象外となります。

- ※ 保険から高額療養費、附加給付金の支給がある場合は、その支給額分も差し引きます。
- ※ 保険から高額介護合算療養費、外来年間合算療養費が支給された場合、助成金の一部を返納していただきます。

(3) 助成の方法

- ・ 静岡県内の医療機関で受診又は薬局で薬を処方された際に「重度障害者(児)医療費助成金受給者証」(黄色)を必ず提示してください。
 - ・ 静岡県内の医療機関(一部除く)は、受給者証を提示すれば市役所への申請は必要ありません。
 - ・ 静岡県外の医療機関で受診、薬局で薬を処方された際には市役所への申請が必要になります。
 - ・ 保険診療に係るマッサージや、医療用補装具の給付を受けた際には、市役所への申請が必要になります。
 - ・ 市役所への申請には、申請書、支払済の領収書(保険診療の内訳が書かれているもの)と印鑑が必要です。
- ※ 受診日の翌月から1年以内に申請したものが助成対象です。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533)

4 後期高齢者医療保険への加入

75歳以上の方は全員が後期高齢者医療保険に加入することとなります。

また、65歳以上75歳未満の方で下表に掲げる障がいのある方は、申請をし、認定を受けることで後期高齢者医療保険に加入することができます(加入を選択することができます。)

ただし、後期高齢者医療保険に加入した場合、保険料や医療機関にかかる際の自己負担の割合が、現在加入の健康保険とは異なる場合があります。現在加入の健康保険と後期高齢者医療保険の保険料等の違いを確認した上で選択してください。

(障害年金証書や手帳等下表の障害があることを証明するものと保険証等をご用意ください。)

手帳等の種類	障害の程度	記載ページ
国民年金法等による障害年金	1・2級	26ページ
身体障害者手帳	1・2・3級 音声・言語機能障害による4級 下肢機能障害による4級の一部	4ページ
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	5ページ
療育手帳	A	5ページ

- ※ 後期高齢者医療保険に加入後、手帳の等級等が変更となり、後期高齢者医療保険に加入できる障害の程度ではなくなった場合（心臓機能障害により身体障害者手帳1級の手帳を持っていたが、再認定により4級に変更になった場合等）は後期高齢者医療保険から脱退することになりますので、伊東市役所保険年金課で脱退の手続きをしてください。

【相談の窓口】◆ 市役所 保険年金課（☎32-1624）

5 ひとり親家庭等医療費助成制度の適用

20歳未満の児童を養育する母子家庭及び父子家庭等（配偶者が精神又は身体の障がいにより長期に渡って労働能力を失っている者を含む。）には、ひとり親家庭等医療費助成制度が適用され、保険診療分に限り親子等の医療費が助成されます。（他の助成制度が適用される場合は、そちらが優先となります。）

※ 審査要件 本人及び同居の扶養義務者全員の所得税が非課税であること。

※ 利用方法 ひとり親家庭等医療費助成制度受給者証（オレンジ色）の交付を受け、保険証とともにその受給者証を医療機関に提示してください。後日、保険診療額を口座へ振り込みます。

【相談の窓口】◆ 市役所 子育て支援課（☎32-1581）

6 精神障害者入院医療費の助成

精神の病気のため病院に入院している方に対して、その経済的負担を軽減し、療養を促進するために入院医療費を助成します。

*助成額（月額） 12,000円（限度額）

*利用できる方 次のいずれにも該当する方

- ・精神科の病院に3か月を超えて入院していること
- ・伊東市に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること

*助成期間 入院した月から退院した月まで

*利用の方法 申請書に一部負担金等の証明を受け提出してください。

医療費は、申請した翌月以降に登録した口座に振り込まれます。

※他の医療費助成制度を利用している場合は、そちらが優先となります。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

※ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）については10ページをご覧ください。

教 育

1 就 学 指 導

障がい児に対する義務教育は、小・中学校、特別支援教育諸学校でいろいろな指導形態で行われていますが、就学指導は、心身に障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるように相談・指導をしています。

2 特 別 支 援 学 級

小・中学校の特別支援学級では個別又は少人数での指導を行い、地域社会に適応し社会的自立を促すための教育を行っています。

3 特 別 支 援 教 育 諸 学 校

心身に障がいがある児童・生徒を教育する学校で、それぞれの障害に応じて組織的指導を行っています。

(1) 視覚特別支援学校

幼稚部から高等部まであり、普通教育とともに障害を克服するため感覚訓練や歩行訓練、点字指導等を行っています。

高等部では社会的自立を目指して、はり・きゅう・マッサージ等の職業科目を設けています。

＊利用できる方 両眼の視力が0.3未満、又は拡大鏡の使用によっても通常の文字・図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な方

＊最寄りの視覚特別支援学校

◆ 静岡県立沼津視覚特別支援学校（☎055-921-2099）沼津市米山町6-20

(2) 聴覚特別支援学校

幼稚部から高等部まであり、普通教育とともに障害を克服するため聴覚訓練や、発声・発語指導及び読話指導等を行っています。

高等部では社会的自立を目指して、理容などの職業教育を行っています。

＊利用できる方 両耳の聴力レベルが60デシベル以上で、補聴器を使用しても通常の話を聞き取ることが不可能又は著しく困難な方

＊最寄りの聴覚特別支援学校

- ◆ 静岡県立沼津聴覚特別支援学校（☎055-921-3398）沼津市泉町4番1号

(3) 知的障害特別支援学校

小学部から高等部まであり、普通教育とともに体力づくり、感覚機能・運動機能の向上、生活習慣の確立、情緒の安定、社会的な自立、向上等を図る教育を行っています。

高等部では社会的な自立を目指して作業学習に重点をおいて指導し、職場実習なども行っています。

＊利用できる方 中・重度の知的障がいがある方又は軽度で社会適応が困難な方

＊最寄りの特別支援学校

- ◆ 静岡県立東部特別支援学校伊東分校（☎32-3150）

小学部・中学部 伊東市岡1270-1

- ◆ 静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校（☎44-0077）

高等部 伊東市吉田748-1

- ◆ 静岡県立沼津特別支援学校（☎055-966-0980）沼津市大塚246-1

(4) 肢体不自由特別支援学校

小学部から高等部まであり、普通教育とともに日常生活・作業等基本動作の学習、知的能力の遅れや言語障がい・感覚障がい等を克服・改善する指導を行っています。

＊利用できる方 ・起居動作、筆記、歩行等が不可能又は困難な方

・常時の医学的観察が必要な方

＊最寄りの特別支援学校

- ◆ 静岡県立東部特別支援学校（☎055-949-2309）伊豆の国市寺家235

- ◆ 静岡県立東部特別支援学校伊東分校（☎32-3150）

知的重複 伊東市岡1270-1

(5) 訪問教育

心身の障がいのため通学して学習することが困難な児童・生徒のために教員が家庭を訪問して必要な学習を行っています。

4 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援教育諸学級等に就学する児童・生徒のいる家庭の保護者に就学奨励費を支給して経済的な負担を軽減して就学を奨励する制度です。

【相談の窓口】◆ 伊東市 教育委員会（☎32-1912）

職 業

1 職 業 相 談

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

障がい者の就労について専門の担当者が就職からアフターケアまで一貫した相談・指導を行っています。

【最寄りの安定所】◆ 三島公共職業安定所伊東出張所（☎ 3 7 - 2 6 0 5）

伊東市大原 1 - 5 - 1 5

(2) 障害者就業・生活支援センター

障がいのある方からの相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、就業や日常生活上の問題点について必要な指導及び助言その他の援助を行います。必要に応じて、事業所等で職業準備訓練及び職場実習を行うことをあつせんします。

【最寄りのセンター】◆ 障害者就業・生活支援センターおおむろ（☎ 5 3 - 5 5 0 1）

伊東市八幡野 1 2 5 9 - 2 1

2 職 業 訓 練

○ 静岡県立あしたか職業訓練校（☎ 0 5 5 - 9 2 4 - 4 3 8 0） 沼津市宮本 5 - 2

心身に障がいのある方にその能力に応じて就職に必要な基礎的技能や知識を修得してもらうための職業訓練を行います。

訓練期間は、原則として1年で訓練手当が支給されます。また、県外の訓練校の利用も可能ですので相談してください。

【相談の窓口】◆ 三島公共職業安定所伊東出張所（☎ 3 7 - 2 6 0 5）

3 職 場 適 応 訓 練 制 度

心身に障がいのある方等を事業所に委託して訓練を行い、作業環境に適応させ、訓練終了後は訓練委託事業所に雇用されることを期待して実施する制度です。

訓練期間は、6か月以内（重度障害の場合1年以内）で訓練生には訓練手当が支給されます。

【相談の窓口】◆ 三島公共職業安定所伊東出張所（☎ 3 7 - 2 6 0 5）

郵便投票制度

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害の程度が下記のいずれかに該当する方又は介護保険被保険者証の交付を受けた方で要介護5に該当する方は、在宅のまま郵便等を介して投票ができる郵便等投票証明書の発行を受けられます。

＊対象となる障害の程度は、次のとおりです。

両下肢・体幹、移動機能の障害・・・・・・・・・・1級又は2級

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・・・・1級又は3級

免疫の障害、肝臓・・・・・・・・・・・・・・・・・・1級から3級

＊上記の郵便等投票該当者のうち、身体障害者手帳の記載内容が上肢又は視覚障害が1級の方に限り、代理記載による投票ができます。

【相談窓口】◆ 市役所 選挙管理委員会事務局（☎32-1233）

自 動 車

1 特別駐車許可

「駐車禁止除外指定票章」の交付を受けて、駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）でも、他の交通の妨げにならない範囲で駐車することができます。申請手続きに必要なもの等をあらかじめ電話で御確認ください。対象者は以下の通りです。

- ① 患者輸送車又は車いす移動者として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
- ② 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で色素性乾皮症のもの
- ③ 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度（Ａ）の障がいを持つもの
- ④ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、１級の障がいを持つもの
- ⑤ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、下表の障がいの程度を持つもの

障 害 の 区 分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		２級及び３級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		３級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		１級から４級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		１級から３級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
	移動機能	１級から３級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
心臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
呼吸器機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
ぼうこう又は直腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
小腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級	—
肝臓機能障害		１級から３級までの各級	特別項症から第三項症までの各級

【相談窓口】◆ 伊東警察署交通課 (☎ 3 8 - 0 1 1 0)

2 ゆずりあい駐車場制度

車いす利用者等、歩行が困難な方に一定の基準に基づいて利用証を交付し、車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度です。対象者は下表に該当し、かつ現に歩行が困難な状態にある方です。

区 分		等 級	必要な書類等
身体障がい者	視 覚 障 害	1 級～4 級	身体障害者手帳
	聴 覚 障 害	2 級～3 級	
	平衡機能障害	3 級～5 級	
	肢体不自由上肢	1 級～2 級	
	肢体不自由下肢	1 級～6 級	
	肢体不自由体幹	1 級～5 級	
	内 部 障 害 ※	1 級～4 級	※心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓機能障害
	脳 原 上 肢	1 級～2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	脳 原 移 動	1 級～6 級	
知 的 障 が い 者		A	療育手帳
精 神 障 が い 者		1 級	精神障害者保健福祉手帳
高 齢 者		要介護度 1 以上	介護保険被保険者証
難 病 患 者		特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
		小児慢性特定疾患医療受給者	小児慢性特定疾患医療受診券
妊 産 婦		妊娠 7 ヶ月～産後 1 2 ヶ月	母子健康手帳
け が 人 ・ 病 人		医師の診断書により駐車場の利用が必要であると認められる者 最大 6 か月まで	診断書

※利用証は駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方も、必要な場合には車いすマークの駐車場を利用することができます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3)

◆ 静岡県 地域福祉課 (☎ 0 5 4 - 2 2 1 - 2 8 4 4)

住 宅

1 住宅資金の貸付（生活福祉資金・福祉費・住宅改修費）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付を行っています。

※貸付限度額 2,500,000円

※償還期限 7年以内

※利 率 連帯保証人有り 無利子 / 連帯保証人なし 年1.5%

※延滞利子 返済（償還）期限経過後、延滞元金に年3.0%

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会 （☎36-5512）

2 住宅金融公庫の優遇融資制度

住宅金融公庫では、心身に障がいのある方とその介護をしている家族が同居している住宅の建築や購入に必要な資金を、通常融資に割増しをして融資しています。

【相談窓口】◆ 住宅金融支援機構取扱金融機関

年 金 ・ 手 当

1 障害基礎年金

障害基礎年金は、次の条件を全て満たす方に支給されます。

- ① 初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師にかかった日）に国民年金の加入者であること。又は、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の老齢基礎年金の待期者で、この期間中に初診日のある方。
 - ② 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上であること。ただし、令和8年4月1日前に初診日がある場合、その前々月までの1年間が保険料を納めた期間（免除期間を含む）であればよいことになっています。
 - ③ 障害認定日（障害の程度の認定を行う日 原則として初診日から1年6か月の時点）に一定以上の障害の状態にあること。ただし、20歳前に初診日のある障害では、上記①、②に該当しなくても20歳以降に一定以上の障害の状態にある方は対象になります。
- （事後重症・・・障害認定日以降に障害が重くなり、一定以上の障害の状態になった場合は、65歳の誕生日の前々日までに請求することができます。）

年 金 額 (令和7年度金額)	障害年金 1級	1, 039, 625円
	障害年金 2級	831, 700円

＜ 障害基礎年金の等級と身体障害者手帳の等級は、基準が違います ＞

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子、又は20歳未満で1級、2級の障がいの状態にある子は、年金額の加算の対象になります。

子 の 加 算 額 (令和7年度金額)	1人目、2人目	1人 239, 300円
	3人目以降	1人 79, 800円

なお、20歳前に初診日がある方の障害基礎年金については、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して制限や調整があります。（下記参照）

扶養親族等がない場合

本 人 の 前 年 所 得 額	全 額 停 止	4, 721, 000円
	半 額 停 止	3, 704, 000円

*障害基礎年金の受給権の他に公的年金の受給権が発生する場合等には支給の制限があります。

【相談の窓口】◆ 市役所 保険年金課 (☎32-1625)

なお、厚生年金（共済含む）による障害年金については、最寄りの年金事務所又は所属の共済組合にお問い合わせください。

2 特別障害者手当

「20歳以上の方で、政令で定める程度の著しい重度の障害状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方」に対して、手当が支給されます。ただし、在宅生活の方に限ります。（病院に3か月以上入院している場合や、施設に入所している場合は、手当受給資格はありません。）

*支払月 5月 8月 11月 2月（所得が一定の額を超えた場合は支給されません。）

手当月額	29,590円 (令和7年度金額)	扶養 親族数	所得限度額	
			本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
		0 人	3,604,000円	6,287,000円
		1 人	3,984,000円	6,536,000円
		2 人 以 上	以下1人増すごとに 本人の場合 380,000円 配偶者等の場合 213,000円を加算	

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

3 障害児福祉手当

「20歳未満の方で、政令で定める程度の著しい重度の障害状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方」に対して、手当が支給されます。ただし、在宅生活の方に限ります。

*支払月 5月 8月 11月 2月（所得が一定の額を超えた場合は支給されません。）

手当月額	16,100円 (令和7年度金額)	扶養 親族数	所得限度額	
			本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
		0 人	3,604,000円	6,287,000円
		1 人	3,984,000円	6,536,000円
		2 人 以 上	以下1人増すごとに 本人の場合 380,000円 配偶者等の場合 213,000円を加算	

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

4 児 童 扶 養 手 当

以下のいずれかに当てはまる場合、手当が支給されますので、子育て支援課までご相談ください。

- ① 母子家庭又は父子家庭であり、かつ20歳未満の子が児童扶養手当法施行令別表第一（身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部に相当）に該当する場合。
- ② 世帯の父又は母が、同令別表第二（身体障害者手帳1級又は2級に相当）に該当し、かつ18歳以下の子がいる場合。

別表第一	別表第二
一 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの 三 平衡機能に著しい障害を有するもの 四 そしやくの機能を欠くもの 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 九 一上肢の全ての指を欠くもの 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 十一 両下肢の全ての指を欠くもの 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの （備考） 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	一 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四 両上肢の全ての指を欠くもの 五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 七 両下肢を足関節以上で欠くもの 八 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの （備考） 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

なお、支給に当たっては一定の要件があります。年間の所得が以下の金額を超える場合には、手当の一部又は全部が支給されません。

*支払月 5月、7月、9月、11月、1月、3月（年6回）

手当の額（令和7年度金額）

児童の数	全部支給	一部支給
1 人	46,690円	11,010～ 46,680円
第2子 加算額	11,030円	5,520～ 11,020円

所得限度額

扶養 親族数	請 求 者		扶養義務者 全部支給停止
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円以上
1 人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円以上
2 人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円以上

【相談の窓口】◆ 市役所 子育て支援課（☎32-1581）

5 特別児童扶養手当

20歳未満で身体、精神に重度又は中度以上の障がい児を監護している父若しくは母、あるいは父母に代わって、その児童を養育している方（養育者）に対して手当が支給されます。

*支払月 4月 8月 11月

手当の額（令和7年度金額）

月額	1級	1人につき 56,800円
	2級	1人につき 37,830円

扶養親族等の数	所得限度額	
	本人（請求者）	配偶者又は扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人以上	以下1人増すごとに ・本人の場合 380,000円 ・配偶者等の場合 213,000円を加算	

該当する障害は、おおむね次表のとおりです。

○該当

●一部該当

区分	障害区分	手帳						区分	障害区分	手帳					
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
一級	視覚	○	○					二級	視覚			○			
	聴覚		○						聴覚			○			
	平衡								平衡			○			
	言語音声								言語音声			○			
	そしゃく								そしゃく			○			
	上肢	○	○						上肢			○			
	下肢	○	○	●					下肢			●	●		
	体幹	○	○						体幹			○			
	内部	●							内部	●					
	知的障害	全般的発達に重度の遅滞があるもの							知的障害	全般的発達に遅滞のあるもの					

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

6 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡した

り著しい障がいがある状態となったとき、心身障がい者（児）の生活の安定を図るために年金を支給する制度です。1人の心身障がい者（児）に2口まで加入できます。

＊加入資格 特定の疾病又は障がいがなく、県内に居住する65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方を扶養していること。

- ① 身体障害者手帳の等級が1級から3級までの方
- ② 療育手帳を所持しているか、知的障がいと判定された方
- ③ その他、身体や精神に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方

＊掛 金 加入時の年齢により異なります。

平成20年4月以降に加入される方の掛金（1口）

加入者となった時の年齢	掛金月額	加入者となった時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

＊年金の給付 1口、月額20,000円の終身年金が支給されます。

＊死亡弔慰金 加入者が生存中に、扶養している心身障がい者（児）が死亡した場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

＊脱退一時金 加入者が脱退の申出をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。2口加入者は、2口目の加入期間に応じた加算がされます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1533・1532）

7 伊東市在宅重度障害者等福祉サービス支援金

在宅生活を送られている障がい者（児）で総合支援法第28条第1項に定める障害福祉サービスを現に利用し、又は利用しようとする要介護障がい者等に対し在宅重度障害者等福祉サービス支援金が支給されます。

＊支給額 月額 3,000円 ＊支払期 4月 8月 12月

＊受給資格 住民登録し、現に市内に居住しており、次に該当する方（要介護障がい者等が共同生活援助及び施設入所支援の障害福祉サービスを利用している場合や、1

か月以上の入院加療している方を除く)

- ① 障がい者にあつては、障害者総合支援法第21条第1項に基づく障害支援区分4以上の認定を受けた者
- ② 障がい児にあつては、別表に掲げる「食事・排せつ・入浴・移動」において全介助若しくは一部介助が3項目以上又は「行動障害及び精神症状」がある若しくは時々あるが1項目以上ある者
- ③ ①・②の要件に加えて、要介護障がい者等が属する世帯の市民税所得割額が3万3千円未満である世帯（障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額が0円の世帯を除く）

(別表)

項目	区分	判断基準
食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便座に座らせるなど一部介助を要する。
入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
行動障がい 及び 精神症状	・ある ・時々ある	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 (2)睡眠障がいや食事・排せつに係る不適応行動 (3)自分を叩いたり、傷つけたり、他人を叩いたり、蹴ったり、 器物を壊したりする行為 (4)気分が憂鬱で悲観的になり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、 自室に閉じこもり何もしていないでいる。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

8 伊東市難病患者見舞金

難病患者等の療養の推進を図るために難病患者見舞金を支給しています。前年度受給者には申請時期に案内文書を送付します。新規に受給者証を交付された方は、御連絡ください。

＊支給額 年額10,000円

＊受給資格 次のいずれにも該当する方

- ① 申請日現在、伊東市に住民登録のある方
- ② 申請日現在、次に掲げる難病（特定疾患）等について国県で指定を受けた
特定医療費（指定難病）受給者証を所持しているか被爆者手帳を所持して
いる方で、現に療養している方

＊対象疾患 ・ 巻末付録一覧にある国指定の難病
・ 静岡県指定の特定疾患等
スモン、橋本病、突発性難聴、先天性血液凝固因子障害等

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1533・1532）

9 難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引を必要とする方や小学校・中学校において医療的ケアを必要とするお子さん等の難病患者に対し訪問看護等を実施することで家族の介護負担の軽減を図ります。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

10 生活保護の障害者加算

既に生活保護を受給している方で身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持や障害年金の受給、福祉手当の受給によって、生活保護費の加算がつくことがあります。対象となる条件が異なりますので下記相談窓口にお問い合わせください。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課 保護係（☎32-1534～1537）

税 金

1 国税に関する控除・非課税・・・所得税に関する控除

所得税を計算する際、所得から差し引かれる所得控除には次のような控除があります。
控除とは、税を計算するとき一定の条件に該当することで所得から差し引かれる金額のことをいいます。

(1) 障害者控除

本人、控除対象となる配偶者又は扶養親族が次の表に掲げる障がい者の場合は、障害者控除として一定額が控除されます。

(障害の程度に対する控除区分及び控除額)

納税義務者（申告者）、同一生計配偶者又は扶養親族が該当する障がい程度により、控除額が決まります。

障害程度 控除区分	所得控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級
特別障害者 控除	400,000円	○	○					○		○		
障害者控除	270,000円			○	○	○	○		○		○	○

(2) 特別障がい者が同居している場合（同居特別障害者控除）

同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当する場合、特別障害者控除額に35万円が加算されます。

同居特別障害者控除の要件	所得控除額
特別障がい者が同居の 配偶者又は扶養親族の場合	750,000円 (40万円+35万円)

(3) 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合、本人の所得及び医療費の支払金額等により、医療費控除として一定額が控除されます。

医療費控除は次の算式で計算された額となります。

$$\left(\boxed{\text{支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金、損害賠償金等で補てんされた金額}} \right) - \boxed{\text{「10万円」と「総所得金額等の5\%」のいずれか少ない金額}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}$$

対象となる医療費の範囲は、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない額とされています。

例えば、次のような費用は医療費控除の対象になります。

ア 医師に支払った診療費や治療費

イ 治療又は療養に必要な医薬品の購入費

ウ 病院、診療所（指定介護老人福祉施設を含む）へ支払った入院費や入所費

エ 治療と一体的に提供される在宅介護サービスの介護人に要する費用

（医師の発行した証明書を提出又は提示することが必要）

オ 人工肛門、人工膀胱造設者が使用する、治療に必要なストマ用装具費

（医師の発行した証明書を提出又は提示することが必要）

カ 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又は傷病について医師による治療を継続して行う必要がありおむつの使用が必要と認められた者のおむつ購入費（医師の発行した「おむつ使用証明書」を提出又は提示することが必要）

※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

平成29年分の申告から、健康維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に支払った購入費の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を限度)を所得金額から控除できることとされました。

なお、従来の医療費控除との選択制となっているため、併用はできません。

この特例を受けられる人は、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行っている人とされていますが、この一定の取組は、具体的には次の取組とされています。

- ・健康診査（保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなど）
- ・予防接種（インフルエンザの予防接種など）
- ・事業主健診
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づき行われる特定健康診査又は同法第24条の規定に基づき行われる特定保健指導（いわゆるメタボ健診など）
- ・がん検診（市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん検診など）

また、申告には、その年中の一定の取組に関する事項及びスイッチOTC医薬品購入費を明細にまとめ、添付する必要があります。

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

(4) 少額預金、少額公債の利子非課税制度（障害者マル優）

身体障害者手帳の交付を受けている方等が、一定の手続により預け入れられた少額預金及び少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を上限として、その利子が非課税になります。

- ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
イ 障がい事由とする公的年金を受給している方
ウ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過措置福祉手当を受給している方

【相談窓口】 ◆銀行等 ◆証券会社 ◆郵便局

(5) 相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者である場合、相続税を計算する際、次の区分に応じて一定額が税額から控除されます。

区分	障害程度	税額控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級
相続人が障がい者	20万円×(85歳に達するまでの年数)		○	○					○		○		
	10万円×(85歳に達するまでの年数)				○	○	○	○		○		○	○

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

(6) 贈与税の非課税

特定障がい者（特別障がい者又は特別障がい者以外で精神に障がいのある方）を受益者とし信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合に、信託受益権の価格のうち特別障がい者は6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者は3,000万円まで贈与税の課税額に算入されません。

【相談窓口】 ◆熱海税務署（電話0557-81-3515）
熱海市上宿町14-15

2 地方税に関する控除・非課税・・・市県民税（住民税）に関する控除

市県民税（住民税）を計算する際、所得から差し引かれる所得控除には次のような控除があります。

(1) 障害者控除

本人、控除対象となる配偶者又は扶養親族が次の表に掲げる障がい者の場合は、障害者控除として一定額が控除されます。

（障害の程度に対する控除区分及び控除額）

納税義務者（申告者）、同一生計配偶者又は扶養親族が該当する障害程度により、控除額が決まります。

障害程度 控除区分	所得控除額	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級
特別障害者 控除	300,000円	○	○					○		○		
障害者控除	260,000円			○	○	○	○		○		○	○

※障がい者本人の合計所得が135万円以下の場合、市県民税は非課税となります。

(2) 特別障がい者が同居している場合（同居特別障害者控除）

同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当する場合、特別障害者控除額に23万円が加算されます。

同居特別障害者控除の要件	所得控除額
特別障がい者が同居の 配偶者又は扶養親族の場合	530,000円 (30万円+23万円)

【相談窓口】 ◆市役所 課税課市民税係（電話32-1271）
（又は給与所得者の場合、勤務先の給与担当）

(3) 事業税の非課税

両眼の視力を喪失した方又は両眼の矯正視力が0.06以下の視覚障がい者が、あん摩、マッサージ、鍼灸等の個人事業を営む場合は、個人事業税が非課税となります。

【相談窓口】 ◆熱海財務事務所 課税課（電話82-9086）
熱海市水口町13-15

(4) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）、自動車税・軽自動車税（種別割）の減免

身体に障がいがある方の生業又は通院・通学等にもっぱら使用する自動車等にかかる自動車税・軽自動車税（環境性能割）、自動車税・軽自動車税（種別割）が減免されます。減免の対象となる自動車及び対象者は次のとおりです。

ア 対象となる自動車

身体等に障がいのある方本人が取得し、所有する自動車である車両1台

※所有者及び使用者が障害手帳所持者名義の車両が対象です。

ただし、知的又は精神に障がいのある方、18歳未満の身体等に障がいのある方の場合、生計を一にする者（住民票上、同一世帯の者）が取得し、所有する自動車を含む。

イ 対象となる者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の表の範囲にあてはまる方

なお、身体等に障がいのある方以外の方が運転する場合は、生計同一証明書（住民票上、同一世帯ではないが生計を同一にしていることの証明書）又は常時介護証明書（単身の障がい者又は障がい者のみで構成されている世帯の障がい者のために週3日以上かつ1年以上継続的に運転している人が対象）が必要となります。

減免対象となる障害の範囲		
手帳の種類及び障害区分等		生計同一者又は常時介護者が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害	1 級 ～ 「4 級の 1」
	聴覚障害	2 級 ・ 3 級
	平衡機能障害	3 級
	音声機能障害	3 級（喉頭摘出に限る） ×
	上肢機能障害	1 級 ～ 2 級
	下肢機能障害	1 級 ～ 6 級 1 級 ～ 3 級
	体幹機能障害	1 級～3 級、5 級 1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 1 級 ～ 2 級
		移動 1 級 ～ 6 級 1 級 ～ 3 級
	心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	1 級 及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 ～ 3 級
	肝臓機能障害	1 級 ～ 3 級
療育手帳		障害程度が「重度（A）」
精神障害者保健福祉手帳		1 級
戦傷病者手帳		詳細は財務事務所又は市役所課税課にお問い合わせください。

◎ 総合等級判定による読み替えについて

身体障害者手帳の交付を受けている方本人の運転であれば減免対象となるが、生計同一者等の運転では減免対象外となる「下肢機能障害 4～6 級、体幹機能障害 5 級、脳原性移動 4～6 級」に該当する場合、重複して障がいのある方については、「下肢機能障害 4～6 級、体幹機能障害 5 級、脳原性移動 4～6 級」を総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定とします。

(例) 下肢機能障害 4 級 + 上肢機能障害 3 級 = 総合等級 2 級 ⇒			下肢 2 級・上肢 2 級 に読み替える
↓	↓	↓	↓
本人運転 可 生計同一者 不可	本人運転 不可 生計同一者 不可		本人運転 可 生計同一者 可

【相談窓口】 自動車税（種別割）
◆熱海財務事務所 課税課（電話 8 2－9 0 6 1）
熱海市水口町 1 3－1 5
軽自動車税（種別割）
◆市役所 課税課（電話 3 2－1 2 7 4）
※自動車を変更した場合、再度手続きが必要です。

【生計同一（常時介護）証明書に関する相談窓口】
（身体又は療育手帳所持者）◆市役所 社会福祉課（電話 3 2－1 5 3 2・1 5 3 3）
（精神障害者保健福祉手帳所持者）
軽自動車 ◆市役所 社会福祉課（電話 3 2－1 5 3 2）
普通自動車◆熱海健康福祉センター（電話 8 2－9 1 2 1）熱海市水口町 1 3－1 5

公共料金の割引・免除

1 交通料金の割引

(1) J R 旅客運賃の割引 障害の状況に応じて次のとおり J R の旅客運賃が割引されます。

種 別	要 件	割引率
第 1 種	【普通乗車券】 ・ 本人のみの利用時、片道 1 0 0 km を超える場合に割引 ・ 介護者が同伴する場合、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引 【定期乗車券・回数券・急行券】 ※急行券は特急券とは異なります。 ・ 介護者が同伴する場合のみ、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引	5 0 %
第 2 種	【普通乗車券】 ・ 本人のみ片道 1 0 0 km を超える場合に割引 【定期乗車券】 ・ 本人が 1 2 歳未満かつ介護者が同伴する場合のみ、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引（小児定期乗車券を除く）	

＊利用の方法 各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示して購入してください。

＊その他 J R 以外の公営及び民営の鉄道でもほぼ J R に準じて割引を行っていますので、窓口でお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3）

◆ J R ・ 私鉄の各駅

(2) バス運賃の割引 障害の状況に応じてバスの運賃が次のとおり割引されます。

種 別	要 件	割引率
第 1 種	【普通乗車券】 本人と介護者に対する割引	5 0 %
	【定期乗車券】 本人と介護者に対する割引	3 0 %
第 2 種	【普通乗車券】 本人に対してのみ割引	5 0 %
	【定期乗車券】 本人に対してのみ割引	3 0 %

＊精神保健福祉手帳所持者は静岡県内のバスの運賃が半額となります。

＊利用の方法 運賃を支払う時に手帳を提示してください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3）

◆ バス事業所の営業所

(3) 航空運賃の割引

割引率は、普通大人片道運賃の25%割引です。（国内線全区間）

また、介護者（一人）も同様の割引が受けられます。（航空会社により扱いは異なります）

＊ 利用の方法 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を航空券販売窓口に提示して購入してください。

＊ 割引が受けられるかの確認は、利用する航空会社にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 日本国内各航空会社

(4) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人は、タクシー料金の10%が割引されます。ただし、送迎回送料金、有料道路通行料、駐車料金は対象となりません。

＊ 利用の方法 タクシー利用時、運転手に手帳を提示してください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

(5) タクシー料金の助成 重度の心身障がい者のタクシー料金を助成します。

＊ 助成内容 普通車タクシー基本料金相当額の助成券を、年間24枚交付します。

1枚あたりの助成額は500円です（釣銭はできません。）。

1回の乗車に4枚まで使用できます。

※年度途中で資格を取得した場合、4月中の交付は24枚とし、それ以降の交付枚数は経過した月数を差し引いた枚数となります。

＊ 利用できる方 市内に居住し次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方

② 療育手帳Aの交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方

（社会福祉施設に入所している方は除きます）

＊ 利用の方法 ① 社会福祉課窓口で伊東市タクシー助成券の交付を受ける。（4月中は各出張所・連絡所でも受け取れます）

② タクシーを利用した際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、10%の割引をうけ、タクシー助成券を併用する場合は、割引後の金額に対して、助成券を切り取って渡す。

※助成券には氏名を記載してください。

※利用できるタクシー会社は、タクシー助成券をご覧ください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

2 有料道路通行料の割引

障害者手帳の交付を受けている人は、次のとおり有料道路の通行料が割引されます。

利用区分	身体障がい者自ら運転する場合	重度身体障がい者又は重度知的障がい者を乗車させている場合
対象となる障がい者	身体障害者手帳所持者	旅客運賃減額欄第1種手帳所持者 療育手帳A所持者
対象となる自動車	障がい者本人又は親族の所有車	障がい者本人又は親族の所有車 障がい者本人又は親族が車を所有しない場合で、本人を日常的に介護する者が所有する車
E T C 登録する場合	上記割引対象要件を満たしている障がい者、自動車の範囲内の車を1台登録。（営業用自動車、レンタカー、軽トラック、車検・修理時の代車は登録できません。）	
割引の内容	通常の通行料金の半額	
申請方法	居住地の福祉事務所に有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書を提出する。（身体障害者手帳・療育手帳・自動車車検証・運転免許証・障がい者本人名義のE T Cカード・E T C車載器セットアップ[®]申込書、証明書等）またはオンライン申請（E T C利用者のみ） オンライン申請受付サイト https://www.expressway-discount.jp	
利用方法	・現金：料金所で必要事項（割引措置対象である旨・自動車登録番号（又は車両番号）・割引有効期限）の記載された身体障害者手帳、療育手帳を提示して通過 ・E T C：登録済みのE T Cカード、車載器搭載車両で料金所を通過 ※登録していない車、レンタカー、車検・修理時の代車で通過する場合は、現金払いのみ割引対象	
有効期限	2年間（初回登録時は、2回目の誕生日まで。） 更新は有効期限の2か月前から手続き可能	

- ・障がい者割引と時間帯割引は重複して適用されません。それぞれの割引後料金を比較し、安い方が適用されます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

3 盲人用郵便物の無料制度

視覚に障がいがある方の点字だけを内容とする開封された郵便物や点字図書館等の指定されたところへ送付する点字紙・録音テープ等を内容とする3kgまでの郵便物の送料が免除されます。

また、点字郵便物として郵送できない3kgまでの冊子小包郵便物や3kgを超える一般小包郵便の料金は半額になります。

【相談窓口】◆ 郵便局

4 青い鳥郵便はがきの無料配布

重度身体障がい者の方及び重度知的障がい者の方で希望される方に、通常郵便はがき（くぼみ入り・無地又はインクジェット紙）を無料で差し上げます。

対象となる方	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（又は1度、2度）
受付期間	2025年4月1日から同年6月2日まで
配布枚数	一人につき20枚
申込方法	郵便局に身体障害者手帳、療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して窓口に出し提出してください。（代理の方でも申し込めます） 詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 郵便局

5 ヘルプマーク・ヘルプカード

外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮が必要な方を対象にヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

希望される方は社会福祉課窓口でお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

6 NHK放送受信料の減免

手 帳 の 種 類	全額免除（障がい者の方を世帯構成員に有する場合）
身 体 障 が い 者	・ 市民税非課税世帯
知 的 障 が い 者	
精 神 障 が い 者	

手 帳 の 種 類	半額免除（障がい者の方が世帯主の場合）
身 体 障 が い 者	・ 視覚障がい者 ・ 聴覚障がい者 ・ 障害等級が1級・2級
知 的 障 が い 者	・ 障害の程度がA
精 神 障 が い 者	・ 障害等級が1級

＊利用の方法 放送受信料免除（全額・半額）申請書に福祉事務所長の免除事由証明を受けて提出します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32－1532・1533）

◆ NHK静岡放送局営業部 静岡市駿河区八幡1丁目6番1
（☎054－654－5200）

7 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が対象です。

割引が受けられるかの確認は、各取扱い店にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 携帯電話各取扱い店

8 ミライロID

ミライロIDとは、全国のミライロIDを導入している施設や飲食店等で障害者手帳のかわりとして使用できるスマートフォンアプリです。利用者は障害者手帳を提示するのと同じ割引サービスを受けることができ、「スマートフォンを提示するだけで素早く確認してもらえる」、「障害者手帳を提示する物理的・心理的負担が軽減される」といったメリットがあります。ただし、登録には写真付きの障害者手帳が必要です。

9 福 祉 電 話

身体障がい者等が次の表の福祉用電話を利用する場合、利用料金が割引となります。

福祉用電話器の名称		機 能 概 要	料 金 （ 月 額 ）		福祉用料金 対 象 者
			福祉用	一般用	
シルバーホン (あんしんSVⅠ)		ひとり暮らしのお年寄りの方などが、いざという時にボタン1つで身寄りの方やヘルパーに急をつけることができる装置です。お手持ちの電話機につなげて使用します。	円 198	円 528	・65歳以上で次に該当する方 ①ひとり暮らしの方 ②身体障がい者、寝たきりの配偶者又は未成年者とのみ生計を共にする方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方
オプション	ワイヤレスリモートスイッチ5	あんしんSVⅠから離れた所にいても、無線式のペンダントを 押すだけで緊急通報できます	220	440	
	リモートスイッチ	あんしんSVⅠから離れた所にいても、有線式のスイッチ のボタンを押すだけで緊急通報できます。	55	110	
シルバーホン (ふれあいSⅡ)		上肢の不自由な方が電話を使用する際の各種操作を容易にした電話器です。	550	1,100	
オプション	制御スイッチS2	手を使わなくても足等でペダルを操作するだけでダイヤルすることができます。	100	250	
	呼気スイッチS2	手を使わなくても、息を吹きかけるだけでダイヤルすることができます。	200	400	
シルバーホン (ひびきSⅢ)		電話の声を聞きとりにくい方のために頭部の骨を震動させて聞く骨伝導方式の電話器です。	680	—	
シルバーホン (めいりょう)		耳が不自由な方のため相手の声を18倍程度まで大きくすることができる電話器です。	110	187	

*表中の料金に消費税は含まれていません。

【相談の窓口】◆ NTT西日本 お客さま相談センター (☎0120-019-000)

生活福祉資金

生活福祉資金は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯（日常生活上療養、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯）に、必要な資金の貸付と社会福祉協議会、民生委員及び関係機関等が連携し必要な相談支援を行うことにより、これら世帯の経済的な自立と生活の安定を図るための貸付制度です。実施主体は静岡県社会福祉協議会で、貸付の可否や債権管理等を行います。貸付に関する相談、申請は伊東市社会福祉協議会で受け付けています。

<貸付利子>

連帯保証人が設定できる場合は返済（償還）期間内において無利子、連帯保証人の設定が難しい場合は年1.5%の利子が付きます。

<償還方法・償還金の支払い猶予等>

返済（償還）は貸付の際に定める償還計画に基づき行うことになりますが、償還期限までに支払が完了していない場合、延滞元金に年3.0%の延滞利子が付きます。

ただし、災害等やむを得ない事情により償還が著しく困難になった場合は、借受人の申請により支払を猶予することがあります。（猶予期間中に延滞利子はかかりません。）

<貸付の種類>

資金の種類、貸付限度額は、次頁一覧のとおりです。

【相談窓口】 伊東市社会福祉協議会（☎36-5512）

伊東市桜木町二丁目2番3号 伊東市健康福祉センター1階

生活福祉資金貸付条件一覧(障害者世帯が貸付対象として含まれるもの)

貸付資金の種類			上限の目安
福祉資金	福祉費	① 生業を営むために必要な経費	① 460万円
		② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (技能習得期間6か月程度 1,300,000 円～最長 3 年程度 5,800,000 円)	② 130万円～
		③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	③ 250万円
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費	④ 170万円
		⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費	⑤ 250万円
		⑥ 負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (療養期間1年以内 1,700,000 円／1年6ヶ月以内 2,300,000 円)	⑥ 170万円～
		⑦ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	⑦ 170万円
		⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	⑧ 150万円
		⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	⑨ 50万円
		⑩ 住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	⑩ 50万円
		⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	⑪ 50万円
		⑫ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	⑫ 513万円
		⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	⑬ 50万円
	緊急小口資金		緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要な少額の経費 (原則として、生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける)

貸付限度額

※貸付にあたっては資金の種類により必要な要件・書類が異なりますので、必要に応じて下記宛ご相談ください。

貸付・返済条件

資金種類		連帯保証人	据置期間	返済(償還)期限	貸付利率	延滞利子
福祉資金	福祉費	原則必要	最終貸付日から6月以内	3～20年以内 (資金目的別に設定)	返済期限内は無利子	返済(償還)期限経過後、延滞元金に年3.0%
	緊急小口資金	不要	貸付日から2月以内	据置期間経過後12月以内	返済期限内は無利子	

【相談窓口】 伊東市社会福祉協議会 36-5512

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しく、かつ本事業の利用意思がある方を対象とします。情報提供や利用についてのお手伝いを基本サービスとして、これに付随する日常的金銭管理や、書類預かりなど、できるだけ不安の少ない生活を送れるよう援助します。

〈援助内容〉

1 基本サービス 福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④日常生活に必要な事務手続き（郵便物や通知の確認など）

2 付随サービス 日常的金銭管理サービス

- ①日常的な生活費の払戻し、預入などの手続き
- ②医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き
- ③年金や福祉手当などの受領に必要な手続き

3 付随サービス 書類等の預かりサービス

貯金通帳・年金証書・権利証・契約書類・印鑑等、金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かりします。

※本事業は『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約締結能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。

※医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

※「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

本事業は「福祉サービスの利用援助」の利用が原則であり、「日常的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」は不随するサービスです。

※付随サービスのみを利用することはできません。

〈利用料〉

契約後の援助については1,200円／回となります。（生活保護を受けている方は無料）ただし、書類等の預かりサービスについては別途費用がかかります。

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会（☎36-5512） 伊東市桜木町二丁目2番3号

行事・催物等

1 ふれあい広場

障がいのある人もない人も、大人や子どもも一緒になってコミュニケーションや福祉の気持ちを向上させるためにふれあい広場を開催しています。

(開催時期 毎年9月下旬の日曜日)

【相談窓口】◆ 伊東市社会福祉協議会 (☎36-5512)

◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1531)

2 各種相談会

(1) 総合児童巡回相談会

児童相談所・知的障害者更生相談所等の各種の相談・指導等を受けることができます。

【相談窓口】◆ 市役所 子育て支援課 (☎32-1581)

(2) 補聴器相談会

補聴器を利用している方の便宜を図るため、補聴器取扱業者の協力を得て毎月相談会を開いています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

3 団体

(1) 伊東市手をつなぐ育成会

心身に障がいがある方やその保護者等の集まりで、福祉の向上を図ることを目的として、お互いの情報交換や親睦を図るためさまざまな行事等を行っています。

(2) 伊東市身体障害者福祉会

身体に障がいがある方々の団体で福祉の向上を図ることを目的として、障がい者の相互親睦、更生援護の相談活動等を行っています。

また、市との共催により各種の行事等を行っています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

ごみ出し支援

伊東市では、高齢者等ごみ出し支援事業として、「ふれあい収集」を実施しています。

ふれあい収集では、自ら家庭ごみをごみステーションに運び出すことができず、かつ、親族や近隣住民などの身近な方の協力が得られない高齢者や障がい者の方などを対象に、環境課ごみ収集職員が直接自宅に出向いてごみを収集します。

ごみの収集は週1回で、もえるごみ、あきカン類、びん類、金属類、われもの類・電池、古紙、ペットボトルの7品目をまとめて収集します。

希望者にはごみ収集時に一声かけて安否確認も行います。

世帯員全員が次のいずれかに該当することが条件です。

- ・要介護認定を受けている方（要支援1・2、要介護1～5）
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・療育手帳Aの交付を受けている方

＊手続 伊東市ふれあい収集利用申込書に、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうち、該当するものの写しを添え、同意書と併せて申請してください。

【相談窓口】市役所 環境課（☎37-2865、32-1371）

2025年4月から対象となった疾病

(7疾病/告示番号342~348)

	告示番号
L M N B 1 関連大脳白質脳症	342
P U R A 関連神経発達異常症	343
極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症	344
乳児発症 S T I N G 関連血管炎	345
原発性肝外門脈閉塞症	346
出血性線溶異常症	347
口ウ症候群	348

2025年4月から疾病の名称を変更するもの

(2疾病/告示番号63,154)

旧病名	新病名	告示番号
特発性血小板減少性紫斑病	免疫性血小板減少症	63
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154

348疾病 (あいうえお順)

	告示番号
あ アイカルディ症候群	135
アイザックス症候群	119
I g A 腎症	66
I g G 4 関連疾患	300
亜急性硬化性全脳炎	24
悪性関節リウマチ	46
アジソン病	83
アッシャー症候群	303
アトピー性脊髄炎	116
アペール症候群	182
アラジール症候群	297
α1-アンチトリプシン欠乏症	231
アルポート症候群	218
アレキサンダー病	131
アンジェルマン症候群	201
アントレー・ピクスラー症候群	184
い イソ吉草酸血症	247
一次性ネフローゼ症候群	222
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	223
1 p 36欠失症候群	197
遺伝性自己炎症疾患	325
遺伝性ジストニア	120
遺伝性周期性四肢麻痺	115
遺伝性脾炎	298
遺伝性鉄芽球形貧血	286
う ウィーバー症候群	175
ウィリアムズ症候群	179
ウィルソン病	171
ウエスト症候群	145
ウェルナー症候群	191
ウォルフラム症候群	233
ウルリッヒ病	29
え H T R A 1 関連脳小血管病	123
H T L V - 1 関連脊髄症	26
A T R - X 症候群	180
エーラス・ダンロス症候群	168
エプスタイン症候群	287
エプスタイン病	217
エマヌエル症候群	204
M E C P 2 重複症候群	339
L M N B 1 関連大脳白質脳症	342
遠位型ミオパチー	30
お 黄色靱帯骨化症	68
黄斑ジストロフィー	301

	告示番号
お 大田原症候群	146
オキシビタル・ホーン症候群	170
オスラー病	227
か カーニー複合	232
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
潰瘍性大腸炎	97
下垂体性 A D H 分泌異常症	72
下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
下垂体性 T S H 分泌亢進症	73
下垂体性 P R L 分泌亢進症	74
下垂体前葉機能低下症	78
家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	79
家族性地中海熱	266
家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)	336
家族性良性慢性天疱瘡	161
カナバン病	307
化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	269
歌舞伎症候群	187
ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	258
カルニチン回路異常症	316
肝型糖原病	257
間質性膀胱炎 (ハンナ型)	226
環状20番染色体症候群	150
完全大血管転位症	209
眼皮膚白皮症	164
き 偽性副甲状腺機能低下症	236
ギャロウェイ・モフト症候群	219
球脊髄性筋萎縮症	1
急速進行性糸球体腎炎	220
強直性脊椎炎	271
巨細胞性動脈炎	41
巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	279
巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	280
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100
巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	278
筋萎縮性側索硬化症	2
筋型糖原病	256
筋ジストロフィー	113
く クッシング病	75
クリオピリン関連周期熱症候群	106
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	281
クルーゾン症候群	181
グルコーストランスポーター 1 欠損症	248
グルタル酸血症 1 型	249
グルタル酸血症 2 型	250
クロウ・深瀬症候群	16
クローン病	96
クロンカイト・カナダ症候群	289
け 痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	129
結節性硬化症	158
結節性多発動脈炎	42
血栓性血小板減少性紫斑病	64
限局性皮膚異形成	137
原発性肝外門脈閉塞症	346
原発性高カイロミクロン血症	262
原発性硬化性胆管炎	94
原発性抗リン脂質抗体症候群	48
原発性側索硬化症	4
原発性胆汁性胆管炎	93
原発性免疫不全症候群	65
顕微鏡的多発血管炎	43

	告示番号
こ	高IgD症候群 267
	好酸球性消化管疾患 98
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 45
	好酸球性副鼻腔炎 306
	抗糸球体基底膜腎炎 221
	後縦靱帯骨化症 69
	甲状腺ホルモン不応症 80
	拘束型心筋症 59
	高チロシン血症1型 241
	高チロシン血症2型 242
	高チロシン血症3型 243
	後天性赤芽球癆 283
	広範脊柱管狭窄症 70
	膠様滴状角膜ジストロフィー 332
	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 344
	コケイン症候群 192
	コステロ症候群 104
	骨形成不全症 274
	5p欠失症候群 199
	コフィン・シリズ症候群 185
	コフィン・ローリー 症候群 176
さ	混合性結合組織病 52
	鰓耳腎症候群 190
	再生不良性貧血 60
	再発性多発軟骨炎 55
	左心低形成症候群 211
	サルコイドーシス 84
	三尖弁閉鎖症 212
し	三頭酵素欠損症 317
	CF C 症候群 103
	シェーグレン症候群 53
	色素性乾皮症 159
	自己食空胞性ミオパチー 32
	自己免疫性肝炎 95
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 288
	自己免疫性溶血性貧血 61
	シトステロール血症 260
	シトリン欠損症 318
	紫斑病性腎炎 224
	脂肪萎縮症 265
	若年性特発性関節炎 107
	若年発症型両側性感音難聴 304
	シャルコー・マリー・トゥース病 10
	重症筋無力症 11
	修正大血管転位症 208
	出血性線溶異常症 347
	ジュベール症候群関連疾患 177
	シュワルツ・ヤンペル症候群 33
	神経細胞移動異常症 138
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 125
	神経線維腫症 34
	神経有棘赤血球症 9
	進行性核上性麻痺 5
	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 338
	進行性骨化性線維異形成症 272
	進行性多巣性白質脳症 25
	進行性白質脳症 308
	進行性ミオクローヌスてんかん 309
	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 214
	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 213
す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症 154
	及びてんかん性脳症

	告示番号
す	スタージ・ウェーバー症候群 157
	ステイーヴンス・ジョンソン症候群 38
	スミス・マギニス症候群 202
せ	脆弱X症候群 206
	脆弱X症候群関連疾患 205
	成人発症スチル病 54
	脊髄空洞症 117
	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) 18
	脊髄髄膜瘤 118
	脊髄性筋萎縮症 3
	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症 319
	前眼部形成異常 328
	全身性アミロイドーシス 28
	全身性エリテマトーデス 49
	全身性強皮症 51
	先天異常症候群 310
	先天性横隔膜ヘルニア 294
	先天性核上性球麻痺 132
	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 330
	先天性魚鱗癬 160
	先天性筋無力症候群 12
	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 320
	先天性三尖弁狭窄症 311
	先天性腎性尿崩症 225
	先天性赤血球形成異常性貧血 282
	先天性僧帽弁狭窄症 312
	先天性大脳白質形成不全症 139
	先天性肺静脈狭窄症 313
	先天性副腎低形成症 82
	先天性副腎皮質酵素欠損症 81
	先天性ミオパチー 111
	先天性無痛無汗症 130
	先天性葉酸吸収不全 253
	前頭側頭葉変性症 127
	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) 340
そ	早期ミオクロニー脳症 147
	総動脈幹遺残症 207
	総排泄腔遺残 293
	総排泄腔外反症 292
	ソトス症候群 194
た	第14番染色体父親性ダイソミー症候群 200
	ダイヤモンド・ブラックファン貧血 284
	大脳皮質基底核変性症 7
	大理石骨病 326
	高安静脈炎 40
	多系統萎縮症 17
	タナトフォリック骨異形成症 275
	多発血管炎性肉芽腫症 44
	多発性硬化症/視神経脊髄炎 13
	多発性嚢胞腎 67
	多脾症候群 188
	タンジール病 261
	単心室症 210
	弾性線維性仮性黄色腫 166
	胆道閉鎖症 296
ち	遅発性内リンパ水腫 305
	チャージ症候群 105
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 134
	中毒性表皮壊死症 39
	腸管神経節細胞僅少症 101

難病医療費助成制度の対象となる疾病一覧 3/3

		告示番号			告示番号
て	TRPV4異常症	341	ふ	副甲状腺機能低下症	235
	TNF受容体関連周期性症候群	108		副腎白質ジストロフィー	20
	低ホスファターゼ症	172		副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
	天疱瘡	35		ブラウ症候群	110
と	特発性拡張型心筋症	57	ブラダー・ウィリ症候群	193	
	特発性間質性肺炎	85	プリオン病	23	
	特発性基底核石灰化症	27	プロピオン酸血症	245	
	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	327	へ	閉塞性細気管支炎	228
	特発性後天性全身性無汗症	163		β-ケトチオラーゼ欠損症	322
	特発性大腿骨頭壊死症	71		ベーチェット病	56
	特発性多中心性キャッスルマン病	331		ベスレムミオパチー	31
	特発性門脈圧亢進症	92		ペリー病	126
	ドラベ症候群	140		ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く。）	234
な	中條・西村症候群	268		片側巨脳症	136
	那須・ハコラ病	174	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149	
	軟骨無形成症	276	ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153		発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
に	22q11.2欠失症候群	203		ホモシスチン尿症	337
	乳児発症STING関連血管炎	345		ポルフィリン症	254
	乳幼児肝巨大血管腫	295	ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	尿素サイクル異常症	251		マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	167
ぬ	ヌーナン症候群	195		慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動 ニューロパチー	14
	ね	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） ／LMX1B関連腎症		315	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
ネフロン病		335		慢性再発性多発性骨髄炎	270
の	脳クレアチン欠乏症	334	慢性特発性偽性腸閉塞症	99	
	脳髄黄色腫症	263	み	ミオクロニー欠神てんかん	142
	脳内鉄沈着神経変性症	121		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	脳表ヘモジデリン沈着症	122		ミトコンドリア病	21
	膿疱性乾癬（汎発型）	37	む	無虹彩症	329
	嚢胞性線維症	299		無脾症候群	189
は	パーキンソン病	6		無βリポタンパク血症	264
	バージャー病	47	め	メーブルシロップ尿症	244
	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87		メチルグルタコン酸尿症	324
	肺動脈性肺高血圧症	86		メチルマロン酸血症	246
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229		メビウス症候群	133
	肺胞低換気症候群	230		免疫性血小板減少症	63
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333		メンケス病	169
	バッド・キアリ症候群	91	も	網膜色素変性症	90
	ハンチントン病	8		もやもや病	22
ひ	PCDH19関連症候群	152		モワット・ウィルソン症候群	178
	PURA関連神経発達異常症	343	や	ヤング・シンプソン症候群	196
	非ケトーシス型高グリシン血症	321		遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
	肥厚性皮膚骨膜症	165	よ	4p欠失症候群	198
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114	ら	ライソゾーム病	19
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	124		ラスムッセン脳炎	151
	肥大型心筋症	58		ランドウ・クレフナー症候群	155
	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	239		リジン尿性蛋白不耐症	252
	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	238	両大血管右室起始症	216	
	左肺動脈右肺動脈起始症	314	リンパ管腫症／ゴーハム病	277	
	ピッカースタッフ脳幹脳炎	128	リンパ脈管筋腫症	89	
	非典型溶血性尿毒症症候群	109	る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	162
	非特異性多発性小腸潰瘍症	290		ルビンシュタイン・ティビ症候群	102
	皮膚筋炎／多発性筋炎	50	れ	レーベル遺伝性視神経症	302
	表皮水疱症	36		レシチンコレステロールアシルトランス フェラーゼ欠損症	259
	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	291		レット症候群	156
	ふ	VATER症候群		173	レノックス・ガストー症候群
		ファイファー症候群	183	ろ	ロウ症候群
ファロー四徴症		215	ロスモンド・トムソン症候群		186
ファンコニ貧血		285	肋骨異常を伴う先天性側弯症		273
封入体筋炎		15			
フェニルケトン尿症		240			
複合カルボキシラーゼ欠損症		255			

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号）

備考		1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						
障害別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの）		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			

障害別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
肢 体 不 自 由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指又はひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指も機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		

障害別			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
肢 体 不 自 由	脳 乳 幼 変 児 期 以 前 の 運 動 非 進 行 性 の 障 害	上 肢 機 能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移 動 機 能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心 臓 、 免 疫 不 全 若 し く ウ ィ ル ス 呼 吸 器 又 は 免 疫 バ ウ ン ド は 肝 臓 の 機 能 障 害 、 小 腸 、	能 心 臓 害 機 機 じ ん 臓 害 能 ん 臓 害 機 臓 機 呼 害 能 吸 障 器 能 直 う ぼ 障 腸 又 う 害 機 は こ 能 小 腸 害 機 る ウ ヒ 免 イ ト 疫 ル 免 機 ス 能 に 不 障 よ 全 能 肝 臓 害 機	能 心 臓 害 機	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		機 じ ん 臓 害 能 ん 臓 害 機 臓	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		機 呼 害 能 吸 障 器	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		能 直 う ぼ 障 腸 又 う 害 機 は こ	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		能 小 腸 害 機	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		る ウ ヒ 免 イ ト 疫 ル 免 機 ス 能 に 不 障 よ 全	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
		能 肝 臓 害 機	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

主な相談窓口と相談業務概要一覧表

相談窓口		相談業務内容	電話番号	住所
福祉	社会福祉課	身体障害者手帳申請 療育手帳申請 精神障害者手帳申請 タクシー券交付 特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当 扶養共済制度 在宅重度障害者等福祉サービス支援金 各種証明 障害者総合支援法に基づくサービス 児童福祉法に基づくサービス	32-1532・1533	伊東市大原2-1-1
	高齢者福祉課	介護保険制度	32-1563	
	子育て支援課	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成	32-1581	
	東部健康福祉センター	知的障害者更生相談所 児童相談所	055-920-2081	沼津市高島本町1-3
	伊東市社会福祉協議会	福祉資金の貸付 福祉用具の貸出 ボランティア 日常生活自立支援事業	36-5512	伊東市桜木町2-2-3
	静岡県援護恩給室	戦傷病者相談窓口	054-221-3614	静岡市葵区追手町9-6
保健・医療	県立こども病院	保健所、保健センターからの連絡を受け、より専門的・医学的対応を行う	054-247-6251	静岡市葵区漆山860
	熱海健康福祉センター	療育相談 難病 精神障害 小児慢性特定疾患医療	0557-82- 9120・9125	熱海市水口町13-15
	健康推進課	健康相談	32-1583	伊東市大原2-1-1
	子育て支援課	母子保健相談	32-1582	
年金	保険年金課	国民年金（障害基礎年金等）	32-1625	伊東市大原2-1-1
	三島年金事務所	厚生年金（障害年金、障害手当金等）	055-973-1166	三島市寿町9-44
職業	三島公共職業安定所 伊東出張所	障害にあった職業の斡旋 職場適応訓練 障害者職業訓練校入校手続き	37-2605	伊東市大原1-5-15
教育	教育委員会教育総務課	特別支援教育就学奨励費	32-1912	伊東市大原2-1-1
	教育委員会教育指導課	就学指導と相談	32-1911	
税金	課税課	県・市民税の所得控除 軽自動車税の減免	32-1271・1272 32-1274	伊東市大原2-1-1
	熱海財務事務所	自動車税の減免	82-9061	熱海市水口町13-15
	熱海税務署	所得税の所得控除	81-3515	熱海市上宿町14-15
選挙	選挙管理委員会	郵便投票制度利用	32-1233	伊東市大原2-1-1

福 祉 の し お り

編集・発行

伊東市役所 健康福祉部 社会福祉課

〒414-8555

伊東市大原二丁目 1 番 1 号

電話 0557-32-1532・1533